

雜纂

憲臺通紀考證

文學博士 内藤虎次郎

乾隆年間に四庫全書を編纂せし時、永樂大典の中より多數の逸書を抄出せしが、其の抄出せられざりし書にして、甚だ有用なる者も、決して少なからざることは、かの宋會要、經世大典の如き、全く當時に顧みられずして、後年徐松、文廷式諸氏によりて、再び永樂大典の殘本中より抄出せられしを以て、之を推すことを得べし。こゝに出せる憲臺通紀も亦其の一にして、實に永樂大典卷之二千六百八及び二千六百九の兩卷に載せられたるものなり。數年前、今の支那大理院長たる董康氏

が京都吉田山に僑寓せる時、永樂大典十六七本を北京書肆より獲て將來し、我が京都帝國大學、其他の大圖書館及び有志の人々に分配せしが、其後東京の書肆文求堂も亦數本を北京に獲て、之を富岡謙藏氏の挿架に歸したり。予は董康氏より一本を分たれたるが、即ち上に述べたる二卷にして、一本に裝釘されある者なり。富岡氏の獲たる中にも宋吏部條法の如き、全く世に未だ知れざる佚書あれば、今の殘本中にも尙ほ幾多の逸書なしとも限らず。乾隆の纂輯官が多く文辭に關する者を抄出し、朝章國故に關する者を典雅ならずとして、採取せられざりしは惜しむべきことなり。憲臺通紀は元代御史臺の掌故に關する官輯の書にして、其の大意は序文によりて知るを得べし。永樂大典卷之二千六百八に、

元憲臺通紀序

御史臺。欽惟世祖皇帝。稽古建官。立御史臺。登

庸勳舊。簡拔忠良。糾察百司。紀綱庶政。列聖相承。體統咸備。輔國便民。永世攸賴。其誥命訓飭之明。選擇責任之重。如日月四時。昭著而有序。苟不載諸簡冊。何以垂範將來。本臺舊有沿革。雖大綱既舉。而節目猶疎。廼命參考簿籍。起自至元五年。以迄于今。凡立法定制。因革變通。與夫除拜先後。官聯名氏。彙集成書。凡二十四卷。定其名曰憲臺通紀。予以彰聖朝任風憲之初意。議以御史中丞耿寅德。侍御史慕中奉。經歷陵南。都事尙有用。王敬方。王領。校正。奏請刻梓摹印。徧頒內外臺憲。以爲一代之盛典。且使司風紀者。有所持循。矜式於億萬斯年。

其次に元代に最も多き口語體の聖旨を載せたり。

至元二年四月十二日。阿魯怯薛。第二日。延春閣後穿廊裏有時分。必閣亦沙加班等有來。本臺官帖木兒不花大夫。撒廸大夫。脫脫中丞。耿中丞。慕侍御。常治書。唆南經歷。尙都事。王都事。

蒙古必閣亦頸囊加歹等奏。欽惟世祖皇帝。初立御史臺。委付大臣。選用好人。糾察百司。紀綱庶政。累朝遵依着行到如今。於國便民。上下體統。全備了。若不紀錄。後來無稽考。有臺裏舊有沿革。寫的不備的上頭。交參照從立臺。至今文卷緣故編類成書。印散呵。世祖皇帝初立御史臺的好意思都見也者。俺商量來。交耿中丞。慕侍御。唆南經歷。尙都事。王都事。一同提調較勘定。於南臺官錢內應付開板。紙札工本。印造完備。俵散與內外臺察。廉訪司呵。怎生奏呵。奉聖旨那般者。當月十三日。交火者當住。太皇太后前啓呵。那般者麼道傳懿旨來。欽此。

(右聖旨譯文)

至元二年四月十二日。阿魯が番直の第二日、延春閣の後の穿廊に在りし時、必閣亦沙蒙古語書記官の意加班等有りき。本臺官、帖木兒不花大夫、撒廸大夫、脫脫中丞、耿中丞、慕侍御、常

治書、峻南經歷、尙都事、王都事、蒙古の習俗として人の姓名を官名の上に加へて稱ふるにて、蒙古人は直ちに名を稱し漢人は姓のみを稱するなり蒙古必閣赤甄璽加歹等奏すらく、欽みて惟みるに世祖皇帝、初めて御史臺を立て、大臣に委付して好人を選出し、百司を糾察し、庶政を紀綱せしめ、累朝遵依しつゝ、行て如今に到り、國に於て民に便し、上下の體統、全く備れること、若し紀錄せすば後來稽考すべきことなくならん、大典本には考字と有字との間に句點あれども臺には舊と沿革あれども、寫すこと不備なるが故に臺を立つるより今に至るまでの文卷の縁故を參照して、編類して書を成さしめ、印散せば、世祖皇帝初めて御史臺を立てし好き意思都て見はれんど。俺番直たる阿魯自商量して、耿中丞、慕侍御、峻南經歷、尙都事、王都事をして、一同に提調較勘して定めしめ、南臺の官錢の内に於て、開板の紙札の工本を應付

し、印造完備し、内外の臺察、廉訪司に俵散分ち卑ふして與へば、い怎生と奏したれば、聖旨を奉すらく、そとせよ那般者と、當月十三日、火者當住をして、太皇太后の前に啓せしめたれば、そ那般者麼道、懿旨を傳へき、欽此。聖旨如件の意

後序

洪惟世祖皇帝、肇建憲臺、慎簡端士、任以耳目之職。規模宏遠。法制詳備。綸音炳煥。見諸簡策。其所以肅清風化、昭示彝典。儆于有位者至矣。列聖相承、咸守成憲。今聖天子、作新風紀。祖訓是式、憲臣思所以上體宸衷。下振綱維。以爲風憲宏綱。雖已頒布。然事之首尾。制之因革。猶未盡舉。至若因事處宜。隨時立制者。苟不備

載沿革。無以詳其本末。考其先後。乃命憲屬趙承禧。稽之簡策。參以案牘。旁詢曲采。彙集成書。不惟法制始終除拜先後。昭然可觀。而孰爲邪正。孰爲得失。亦不容掩。書成。憲臣奏請刻梓。摹印以頒內外。嗚呼。一代之盛典也。凡膺是職。任是責者。朝夕披玩。三復稽考。不可徒歎於前。抑當思勉厥後。食其祿。居其官。可不惴惴于中。以圖盡厥職哉。承德郎監察御史潘迪謹序。

然るに永樂大典に存せる者は、單に一卷に止まり、且つ其の二十四卷中、果して第幾卷なるやをも詳にする能はず。其の事目を按ずるに

併海西遼東道入山北東西道按察司

照刷文卷

設立憲臺格例

監察則管體察

行臺體察等例

體察人員勾當

臺察咨稟等事

立行御史臺官

監察合行事件

御史臺陞正二品官

更提刑按察司爲肅政廉訪司制

各道擬設書吏奏差

承發司管勾兼照磨

廉訪司增設管勾兼照磨一人

立鄂州肅政廉訪司

江南浙西道杭州置司

官吏首職

廉訪司官參用色目漢人

風憲官吏職罪加重

廉訪分司斷職官會議

命禿忽並爲御史大夫

命頑闇爲侍御史

省臺共議選用人員

立陝西行御史臺

整治事理

照刷樞密院文卷

命徹里爲南臺御史大夫

復立京兆廉訪司

照刷鐵冶提舉文卷

選用風憲官員

復立海北海南道廉訪司

審理罪囚定例

體覆災傷

照刷中政院文卷

整治臺綱

殿中標記奏事

選用色目監察御史

西臺增設監察御史四人

作新風憲

命塔思不花失海牙並爲御史大夫制

更令史爲掾史

作新風紀

照刷徽政院文卷

命伯忽爲爲御史大夫

命脫歡爲御史大夫

黜陟官員

臺察官吏犯贓加重

復立陝西行御史臺

復立陝西廉訪司

人衆委問

命伯忽脫歡答刺罕並爲御史大夫制

照刷營田提舉司文卷

廉訪分司斷職官會議

人衆委問

廉訪分司出迎日期

命朶兒只爲御史中丞

風憲官鈐束吏屬

命脫禿哈帖木兒不花並爲御史大夫制

御史臺復陞從一品

選用風憲官員

選用官員

舉保官員

命禿忽魯紐澤並爲御史大夫制

命伯顏亦列赤並爲御史大夫制

作新風憲

三臺典吏充書吏

命立御史臺顯名碑

命帖木兒不花珙珞博華並爲御史大夫制

照刷宣徽院文卷

命亦釋董阿爲御史中丞

命脫別台唐其勢並爲御史大夫制

命普化爲御史中丞

不許犯分糾言

凡そ七十三項にして、設立憲臺格例より、監察合

行事件に至る七項及び整治臺綱の項は元典章五、臺綱卷之一に載する所と全く同じく、且つ永樂大典本は、前後錯亂して、典章によりて之を匡すにあらずれば、殆ど讀むべからざる程なれども、其他の諸項は盡く典章に載せざる所なり、典章は又至治以後の事全く缺けたれば、其の缺漏を補ふに於て、此書に據るの外なきこと、言ふまでもなし。尤も典章の臺綱卷之二に載せたる三十四項は、亦此書の載せざる所なるが、こは二十四卷中、僅かに一卷のみを存せる此書に在りて、免かれ難き所なるべし。以上對校の結果より考ふるに、此の殘存の一卷は、或は此書の第一卷ならんかと推せらる。

永樂大典の卷二千六百九卷は此書の續集を載せ、其の序は左の如し。

元憲臺通紀續集序

國朝前至元五年戊辰。立御史臺。後至元二年丙

子。作憲臺通紀。凡建官定制。品秩之增崇。司屬之存革。員額之損益。莫不備載。至於累朝詔誥訓辭。昭揭于篇。煥若星日。每一啓誦。如親承威顏。如面受戒飭。俾有位者。悚然而敬心生。故是書之作。非徒專事紀載。於風紀定有助云。後十有五年。臺臣議。以掾史唐惟明。撫故府事蹟。自丙子已後。倣前凡例有令載者。作續集以補之。迺至正十二年正月廿九日。入言于上有旨命御史中丞臣。璩。治書侍御史臣秉彝。經歷臣馬馬碩理。都事臣莊文昭。陳敬伯等。重加參訂。以南臺職罰鈔。付浙西憲司鈐梓。分賜內外臺察。及諸道肅政使者。於是屬玄叙其卷端。玄乃拜手言曰。昔者世祖皇帝。建號紀元。甫九年而憲臺立。距今八十有五年。而憲臺通紀一再作矣。我元億萬年。無疆惟休。是集之續。未有紀極也。雖然。祖宗建臺之良法。惟其所操者約。所執者中。故國治之久。臺綱之重。相爲無窮。今夫臺臣持三

尺之法。而定天下之正邪。御史綰方寸之章。而論天下之利病。歸於一是而已。成周立政有常伯。常任準人。所謂準人者。執法之官也。準於天下之物。未嘗任其重也。而天下之物。必於此取正焉。知是道也。則知建臺之初意。而可以得是書之綱領矣。是書之作。御史大夫也先帖木兒搠思監。中丞朶兒只。侍御史劄撒兀孫。秦從德。治書悟良哈台。咸協議云。是年壬辰二月。翰林學士承旨。榮祿大夫。知制誥兼修國史。歐陽玄撰。これにより續集の編者が唐惟明なることを知るところを得。次に又口語の聖旨を載す。

至正十二年。正月二十九日。也可怯薛第三日。嘉禧殿裏。有時分。速古兒赤哈麻。朶烈帖木兒云。都赤朶兒只。殿中燕赤不花等。有來衆臺官每商量了。朶兒只中丞。杜秉彝治書。馬馬碩理經歷。陳敬伯都事。蒙古必閣赤月魯帖木兒等奏。憲臺通紀一書。本爲沿革而設。其初未甚詳

備。至元後二年。臺臣廼始奏請編進成書。自至元五年。立御史臺以來。凡建官定制。詰命訓飭。與夫品秩陞崇。衙門存革。官聯姓氏。莫不備載。粲然可觀。自時厥後。十又五年。聖天子方隆治化。法度修明。紀綱振舉。視世皇初立臺察以來。事例繁簡。雖若不同。而其立經陳紀之文。推誠納諫之美。有光前烈。然而卷冊浩繁。散無統紀。若不再加編集。無以垂將來。廼命採輯成書。凡一十五卷。名曰憲臺通紀續集。俺商量來。臺官內教張璠中丞。杜秉彝治書。馬馬碩理經歷。莊文昭。陳敬伯都事。一同提調較勘定。於南臺賊罰錢內。應付工本紙割。教浙西廉訪司開板。印造完備。俵散與內外臺察。廉訪司呵。怎生奏呵。那般者。麼道聖旨了也。欽此。

(右聖旨譯文)

至正十二年正月二十九日、也可が番直の第三日、嘉禧殿に有りし時、速古兒赤哈麻、朶烈

帖木兒、云都赤、朶兒赤、大典本云字を句とするは誤なり殿中燕赤不花等有りき、大典本等字を句とするは誤なり臺官毎は複數を示す商量して、朶兒赤中丞、杜秉彝治書、馬馬碩理經歷、陳敬伯都事、蒙古必闡赤月魯帖木兒等奏すらく、憲臺通紀一書は本と臺察の沿革の爲にして設く、其初め未だ甚だ詳備せざりしが、至元後二年、臺臣廼始めて奏請して、成書を編進せり、至元五年に御史臺を立てしより以來、凡そ官を建て制を定め、詰命訓飭と、夫の品秩の陞崇、衙門の存革、官聯姓氏と備さに載せざることなく、粲然觀るべし、これよりその後、十又五年、聖天子方さに治化を隆にし、法度脩明し、紀綱振舉せり、世皇初めて臺察を立てし以來に視るに、事例繁簡、同じからざるが若しと雖も、而かも其の經を立て紀を陳ぶるの文、誠を推し諫を納るゝの美、前烈より光なるあり

然り而して卷冊浩繁、散じて統紀なし、若し再び編集を加へずんば、以て將來に垂示するなげん、廻ち命じて採輯して書を成す、凡一十五卷、名けて憲臺通紀續集と曰ふと、俺商量して、臺官の内に、張璠中丞、杜秉彝治書、馬馬碩理經歷、莊文昭、陳敬伯都事をして、一同に較勘して定めしめ、南臺贓罰錢の内に於て、工本紙劄を應付し、浙西廉訪司をして開板せしめ、印造完備し、内外の臺察、廉訪司に俵散して與へばいかなと奏したれば、その如くせよとの聖旨なるぞ、欽此。

此の續集も亦大典本は止だ一卷にして、其餘は傳はらざれども、此一卷中の史實は、元典章其他に全く載せられざる逸編なり。今煩を避けて其の事目を舉げず。

此書に關する前人の著錄如何を考ふるに明の文淵閣書目卷第十四讀畫齋本政書の部に

憲臺通紀一部三冊

とあり。此の冊數は恰かも永樂大典本に合すれば大典本は實に文淵閣の二冊本によりて採録したる者にして、當時已に全部を傳へざりしこと疑なし。其後明の焦竑の國史經籍志に史類職官の部に

憲臺通紀二十三卷元潘迪

とあり。潘迪を以て此書の著者とすること已に誤れるに、二十三卷といふも、亦其の原本二十四卷を誤り傳へたるにて、焦竑は大典本をも目略せざりしこと知るべし。然るに清の錢大昕の名著たる補元史藝文志に史部職官類

趙承禧憲臺通紀一卷

潘迪憲臺通紀二十三卷

唐惟明憲臺通紀續集一卷

と記したるは、其の已に大典本を目略したるが爲に、趙承禧、唐惟明の名を知り得たる者と推せらるゝに、猶ほ焦竑の誤を承けて、潘迪をも著者の

中に加へ、且つ趙氏、唐氏の書を並に一巻としたるは、焦竑の過を回護して、反つて目眩せる大典を疑ひ、其の誤を重ねたる者といふべし。

章學誠の文史通義、釋通篇に

六卿聯事。職官之書。亦有通之義也。奈何潘迪

取有元御史之職守。亦名其書。謂之憲臺通紀耶。とあり、章氏は焦竑の國史經籍志に熟せる者なれば、亦本書を見ずし其の誤を襲へる者なるべし。續集の序を書ける歐陽玄は、元末の有名なる文人にして、宋遼金三史の編纂をも主裁し、經世大典の纂輯にも關係したること、人の知る所にして、元史にも傳あれば、必ずしもこゝに絮說せじ。但現存の歐陽玄全集なる圭齋集は、已に其の大部分を佚したる本なるを以て、此の憲臺通紀の序も亦佚篇の一たり、此によりて其の集を補ひ得べし。前集の序を書ける潘迪が今日に知らるゝは、蓋し北京國子監の石鼓文音訓の作者たるによるに過ぎ

ざらん。潘迪は元史に傳なし。明の馮從吾の元儒考畧に

潘迪字允功。元城人。博學能文。歷官司業、集賢學士。所著有易春秋學庸述解、及格物類編六經發明諸書傳於世。

萬姓統譜に載する所も全く同じ。邵遠平の元史類編には其字を牖民とし、著書中に石鼓文音訓攷を加へ、北方學者。爭奉爲師表。の句を加へたり。石鼓文音訓は現に國子監に存せるが、其顯下には恆山潘迪とあり、恆山は大名府に在りて、元城縣は府の附郭の縣名なれば邵氏が増訂は理ありと謂ふべし。石鼓文音訓は至元己卯五月に作られ、即ち後至元五年なれば、潘迪が憲臺通紀の序を作りし後三年なり。此の序文によりて迪の歷官中には、更に監察御史たりしことを加ふるを得べし。石鼓文音訓の中に同校者の列名ありて、其中に翰林侍講學士迪奉大夫知制誥同脩國史兼國子祭酒歐陽玄

と首に載せられたれば、潘廸が歐陽玄に亞ぐ學者たりしことも知られ、續集に玄の序あるも、偶然ならぬ因縁と見らる。

石鼓文音訓は元代の小學に關する著作としては、有數の者なれども、世間に知る人多く、且つ煩を恐れて、今録せず。但こゝに潘廸の作として特に録したきは、高麗の李穀が稼亭集中に載せたる其の五言古詩なり。

大名潘廸

李君起海東。射策天子廷。文如崑崙源。倒建高屋瓴。又如常山蛇。首尾不敢停。乙科已屈置。首擢乃所丁。天子見之駭。同列顔亦頽。進之白玉堂。翳以鳳皇翎。巍巍北辰居。奕奕環衆星。立賢本無方。取士亦有經。始識中國大。萬邦此儀刑。聖人興學心。夙夜靡遑寧。一日詔天下。萬里馳飛鈴。李君亦在行。因之拜親庭。遙憐鴨綠東。冉冉鄉山青。其王聞詔來。旂旄擁郊坰。天清海無

波。父老扶杖聽。再覩德化盛。普天仰皇靈。爾國甥舅親。爲我東戶扃。相距四千里。不異影與形。爾歸勿久留。使我心熒熒。迎養固不惡。豈曰無輜輶。我歌爾試聽。莫待霜露零。

稼亭年譜によれば李穀が元朝に在りて會議に中第し、殿試にも亦第二甲に入り進士出身を賜ひしは順帝の元統元年に在り、翌年學校を勉勵する詔書を奉じて本省（即ち征東行中書省に）に使用するあり、詩中、聖人興學心以下數句は、實に此事を謂へる者なれば、潘廸が此詩も元統二年に在るべく、憲臺通紀の序に先つこと二年なり。猶稼亭集中には歐陽玄、陳旅、揭傒斯、黃潛、蘇天爵、貢師泰、余闕、張起巖等の詩文を載せられたれば、潘廸が此等諸人と名を齊しうせしことも知らるべし。

惜むらくは趙承禧、唐惟明は皆微官なれば、其の履歷を知るに縁なきのみ。